

(様式 2)
処分基準 (不利益処分関係)

		担当課	林業政策課	検索番号	1-3
法令名	森林組合法	根拠条項	113-2		
不利益処分	措置命令に従わないときの業務の停止又は役員の変更の命令				
森林組合法 (昭和 53 年 5 月 1 日 法律第 36 号)					
(根拠規定)					
第 113 条第 2 項					
行政庁は、森林組合法第 113 条第 1 項 (法令等の違反による措置命令) の規定による命令に従わないときは、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることができる。					
(処分基準)					
森林組合等関係法令の処分に係る審査基準等の設定について (平成 29 年 4 月 10 日付け 29 林第 13 号農林水産部長通知)					
2 不利益処分 (処分の基準)					
(3) 法第 113 条第 2 項の規定による組合の業務停止及び役員の変更命令に係る処分の基準は、同項の規定のとおりとする。					
(その他)					